12　施行令第二十六条の二十八の二第六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して五年前の日以後に、私立学校法第四条に規定する所轄庁から当該法人に係る第十四項第一号ロに規定する書類が発行されていないこととする。

第十九条の十の五第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第一号及び第二号中「第二十六条の二十八の二第六項第十二号」に改め、同項第五号中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第六号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定は、施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロ(3)に規定する寄附者名簿について準用する。

第十九条の十一第四項第四号中「第二十六条第二項第二号ニ」を「第二十六条第二項第二号ロ」に改め、同条第八項第一号イ(3)中「金額」の下に「(当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。)」を加え、同号ロ(3)中「金額」の下に「(当該特定新規株式が施行令第二十六条の二十八の三第三項第二号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。)」を加え、同号ホ(2)及びヘ(2)中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第五号中「同項第二号の」を「同項第二号に規定する」に改め、同項第六号中「の合計額」を「(同項の規定により計算される金額をいう。以下この号において同じ。)の合計額」に改める。

第十九条の十一の二第三項第一号中「次条第九項第一号及び第十項第七号」を「次条第十項第一号及び第十一項第八号」に改め、同項第三号中「次条第十項」を「次条第十一項」に改め、同項第四号中「次条第十項第七号ホ」を「次条第十一項第八号ホ」に改める。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第十四項」を「第二十六条の二十八の五第十七項」に改め、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十五項」を「第二十六条の二十八の五第十八項」に、「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同条第三項中「第二十六条の二十八の五第十六項」を「第二十六条の二十八の五第十九項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第十八項」を「第二十六条の二十八の五第二十一項」に改め、同条第五項中「第二十六条の二十八の五第二十項」を「第二十六条の二十八の五第二十三項」に改め、同条第六項中「第二十六条の二十八の五第二十二項」を「第二十六条の二十八の五第二十五項」に改め、同条第七項中「第二十六条の二十八の五第二十三項」を「第二十六条の二十八の五第二十六項」に改め、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第十六項」を「第四十一条の十九の三第十八項」に改め、同項第一号中「若しくは当該対象多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等」を「、当該対象多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等」に改め、「同じ。)」の下に「又は当該対象子育て対応改修工事等」を加え、同項第三号中「第八項」を「第九項」に改め、同項に次の二号を加える。

五　その者が法第四十一条の十九の三第七項に規定する特例対象個人（以下この号において「特例対象個人」という。）として同項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、イ及びロに定める事項の全て）を記載した明細書

イ　その者が第十八条の二十一第七項第一号に規定する対象配偶者（イ及び次号において「対象配偶者」という。）を有する特例対象個人である場合　当該対象配偶者の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに当該対象配偶者が令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

ロ　その者が第十八条の二十一第七項第二号に規定する対象扶養親族（ロ及び次号において「対象扶養親族」という。）を有する特例対象個人である場合　当該対象扶養親族の氏名、生年月日、当該特例対象個人との続柄及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び当該特例対象個人との続柄）並びに当該対象扶養親族が令和六年十二月三十一日（当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者である場合には、その旨

六　前号の場合において、その者の対象配偶者及び対象扶養親族の全てが令和六年十二月三十一日（当該対象配偶者又は当該対象扶養親族が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において非居住者であるとき（その者の令和六年分の所得税につき、所得税法第百九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から当該対象配偶者に係る同号ハに規定する障害者控除の額に相当する金額若しくは同号ニに規定する配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該対象扶養親族に係る同号ハに規定する障害者控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額が控除された場合又は当該対象配偶者について同法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により第十八条の二十一第八項第一号ヌ(1)に掲げる書類を提出し、若しくは提示した場合を除く。）は、第十八条の二十一第八項第一号ヌに規定する書類

第十九条の十一の三第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十一条の十九の三第十六項」を「第四十一条の十九の三第十八項」に改め、同項第二号ニ中「第七号ホ」を「第八号ホ」に改め、同項第四号ニ中「第八号ホ」を「第九号ホ」に改め、同項第五号ニ中「第九号ホ」を「第十号ホ」に改め、同項第六号ニ中「第十号ホ」を「第十一号ホ」に改め、同項第十号中「第四十一条の十九の三第七項第四号の」を「第四十一条の十九の三第八項第四号の」に改め、同号イ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号イ中「第四十一条の十九の三第七項第四号イ」を「第四十一条の十九の三第八項第四号イ」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九の三第七項第四号ハ」を「第四十一条の十九の三第八項第四号ハ」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第四号」を「第四十一条の十九の三第八項第四号」に改め、同号ホ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号ヘ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号イ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第三号の」を「第四十一条の十九の三第八項第三号の」に改め、同号イ中「第四十一条